

一般社団法人長崎県社会福祉士会
求職登録・人材登録に関する規程

規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県社会福祉士会(以下「本会」という)の会員が求職登録および人材登録を本会へおこない、各団体、各事業所、社会的活動等、本会へ求めのあった求人、人材の紹介について円滑に行うことを目的とする。

(求職登録シート・人材登録シート)

第2条 本会会員の求職、人材の登録については、求職登録シート(様式第1号)並びに人材登録シート(様式第2号)を使用することとする。

(登録窓口、担当者)

第3条 求職登録並びに人材登録についての窓口は、本会事務局に置く。

(求職方法、人材派遣方法)

第4条 求職又は人材登録を本会に求めるものは、求職登録シート又は人材登録シートを本会事務局へ提出し、本会事務局はその適性・希望に応じた上で求職・人材の紹介を以下の方法で登録をおこなった会員へ通知するものとする。

2 求職については、求めのあった事業所情報を個別に会員に通知し、会員が各事業所と個別に交渉を行うものとする。

3 人材の紹介については、登録を行った会員に連絡し、意志確認を行った上、求めのあった団体へ本会事務局より連絡を行うものとする。

(雇用関係に関する報告)

第5条 求人者及び求職者は、求職に関して雇用関係の成立の如何に関わらず、その結果を本会事務局へ報告するものとする。

(苦情)

第6条 本会求職登録、人材登録の運用に関する苦情については、本会苦情解決規程により対応するものとする。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成24年6月24日より施行する。